

市(町・村)立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱(例)

1 設置目的

学校事務の共同実施を行うためのグループ(以下「共同実施グループ」という。)が、共同実施を円滑に進めるため、学校事務共同実施推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 組織

協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 市町村教育委員会教育長又は担当課長等
- (2) 共同実施グループの各校長又は拠点校の校長
- (3) 共同実施グループの各事務職員又はグループリーダー等
- (4) その他協議会に必要と認められる共同実施グループの教員

3 会長

協議会に会長を置く。

- (1) 会長は、共同実施グループの拠点校の校長の代表者を充てる。
- (2) 会長は、協議会を代表し、その円滑な運営を図る。

4 会議及び協議事項

協議会は、年2回程度会長が招集し、その主宰のもとに、次の事項について協議する。

- (1) 共同実施グループの実施計画に関すること。
- (2) 共同実施グループによる学校の管理運営の支援及び教育活動の支援に関すること。
- (3) 共同実施に係る理解・啓発に関すること。
- (4) 共同実施に係る成果・課題に関すること。
- (5) その他共同実施に関すること。

5 事務局

協議会に事務局を置く。

- (1) 事務局は、原則として、共同実施グループの拠点校の代表校に置く。
- (2) 事務局に、事務局長を置く。
- (3) 事務局長は、事務局の置いてある共同実施グループのグループリーダーを充てる。
- (4) 事務局長は、会長を補佐し、協議会の円滑な運営に努める。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。